

佐賀県規則第31号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(証紙による納付の方法)</p> <p>第5条 証紙によって使用料及び手数料を納付しようとする者は、その納付額に相当する券面額の証紙を願書、申請書その他の書類（佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号。以下「手数料条例」という。）別表第1の第89号から第91号まで及び第93号に掲げる手数料にあっては、一般旅券受領証。以下「願書等」という。）に<u>ちょう付して、提出しなければならない。</u></p> <p>(証紙収入の状況報告)</p> <p>第7条 かいの長は、証紙により納付された使用料及び手数料について、本庁等の各課が当該使用料及び手数料に係る歳入を主管する場合は、毎月分の収入状況について<u>証紙収入報告書（以下「収入報告書」という。）を作成し、翌月10日までに当該本庁等の各課の長に提出しなければならない。</u></p> <p>(振替)</p> <p>第8条 本庁等の各課の長及びかいの長は、徴収整理簿及び収入報告書により公金振替調定を行うとともに、<u>公金振替通知書</u>を翌月15日までに会計管理者に<u>送付しなければならない。</u></p> <p>2 会計管理者は、前項の規定により公金振替通知書が送付された</p>	<p>(証紙による納付の方法)</p> <p>第5条 証紙によって使用料及び手数料を納付しようとする者は、その納付額に相当する券面額の証紙を願書、申請書その他の書類（佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号。以下「手数料条例」という。）別表第1の第89号、<u>第90号</u>及び第93号に掲げる手数料にあっては、一般旅券受領証。以下「願書等」という。）に<u>貼付して、提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、証紙を貼付できないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、証紙を願書等に貼付せず、現金又はこれに代わるものを添えて提出することができる。この場合においては、これを受理する機関に証紙の購入及び貼付の委託があったものとみなす。</u></p> <p>(証紙収入の状況報告)</p> <p>第7条 かいの長は、証紙により納付された使用料及び手数料について、本庁等の各課が当該使用料及び手数料に係る歳入を主管する場合は、毎月分の収入状況について翌月10日までに当該本庁等の各課の長に<u>報告しなければならない。</u></p> <p>(振替)</p> <p>第8条 本庁等の各課の長及びかいの長は、徴収整理簿及び<u>前条の規定による報告</u>により公金振替調定を行うとともに、<u>公金の振替の<u>手続を行うこと</u></u>を翌月15日までに会計管理者に<u>要求しなければならない。</u></p> <p>2 会計管理者は、前項の規定による<u>要求があったときは、当該要</u></p>

改正前	改正後
<p>ときは、当該公金振替通知書に基づき振替の手続を行わなければならない。</p> <p>(売りさばき人の指定内容の変更、廃止等)</p> <p>第10条の2 略</p> <p><u>2 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、証紙売りさばき業務廃止届(別記様式第6号)に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 売りさばき人が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、直ちに、証紙売りさばき人死亡(解散)届(別記様式第7号)に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</u></p>	<p>求に基づき振替の手続を行わなければならない。</p> <p>(売りさばき人の指定内容の変更)</p> <p>第10条の2 略</p> <p><u>(売りさばき人指定書の再交付)</u></p> <p><u>第10条の2の2 売りさばき人は、第10条第3項の売りさばき人指定書を亡失し、破損し、又は汚損したときは、直ちに、証紙売りさばき人指定書再交付申請書(別記様式第5号の2)に破損し、又は汚損した売りさばき人指定書を添えて、会計管理者へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 会計管理者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、売りさばき人指定書を再交付するものとする。この場合において、その売りさばき人指定書には再交付と明示しなければならない。</u></p> <p><u>3 売りさばき人指定書の再交付があったときは、従前の売りさばき人指定書はその効力を失う。</u></p> <p><u>(売りさばき業務の廃止等)</u></p> <p><u>第10条の2の3 売りさばき人は、証紙売りさばき業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、証紙売りさばき業務廃止届(別記様式第6号)に売りさばき人指定書を添</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 売りさばき人が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、直ちに、証紙売りさばき人死亡（解散）届（別記様式第7号）に売りさばき人指定書を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。</u></p>

様式第5号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2（第10条の2の2関係）

佐賀県証紙売りさばき人指定書再交付申請書

年 月 日

佐賀県会計管理者 様

売りさばき人 住所 （法人その他団体にあつては、
その主たる事務所の所在地）

氏名 （法人その他団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名）

佐賀県証紙売りさばき人指定書の再交付を受けたいので申請します。

記

1 通知番号 号

2 通知年月日 年 月 日

3 理由 ・亡失したため（ ）
・破損（汚損）したため

- 注 1 亡失した場合にあつては、その時期、場所、事情等を詳しく記載すること。
2 破損し、又は汚損した場合にあつては、その佐賀県証紙売りさばき人指定書を添付すること。

この様式に記載された個人情報、佐賀県証紙売りさばき人指定書の再交付に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
様式第 6 号（第10条の 2 関係） 略		様式第 6 号（第10条の 2 の 3 関係） 略	
様式第 7 号（第10条の 2 関係） 略		様式第 7 号（第10条の 2 の 3 関係） 略	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
番号	種目	番号	種目
1 ~ 16	略	1 ~ 16	略
16の 2	<u>佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 施行条例（平成24年佐賀県条例第56号）別表に掲 げる手数料</u>	16の 2	<u>佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律施行条例（平成24年佐賀県条例第56号） 別表に掲げる手数料</u>
17 ~ 25	略	17 ~ 25	略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年 5 月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐賀県証紙条例施行規則第 7 条及び第 8 条の規定は、平成27年度以後の証紙収入の状況報告及び振替に関する事務の処理について適用し、平成26年度の証紙収入の状況報告及び振替に関する事務の処理については、なお従前の例による。